

障害年金無料相談会

障害年金は病気やケガによって生活や仕事などが制限され、収入が減ってしまった人々の生活を保障するものです。一般的に障害というと身体障害を想像されるかと思いますが、うつ病などの精神疾患でも受給できる場合があります。まずは一度ご相談ください。



特定社会保険労務士 大井 寛隆

日時 2026 年 1 月 25 日（日）

14 時～17 時（完全予約制）

場所 枚方市町楠葉 1-4-1 第二愛染ビル

3F エレベーター横

よくあるご質問

- ・ 自分は障害年金がもらえるの？
- ・ 自分の場合初診日はいつになるの？
- ・ 障害年金を請求するのに必要な書類は？

原則 20 歳～65 歳
未満対象

その他何でもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

大井社会保険労務士事務所

電話 080-4649-2551

メール sr-ooi@lapis.plala.or.jp